

(別添)

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣

● ● ● ●

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令  
(電気通信事業法施行規則の一部改正)

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

名　用　途	名　用　途
<p><b>様式第1</b>（第4条第1項、第4条の2第1項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書</p> <p>[略] [1 略]</p> <p>2 電気通信設備の概要 [(1)～(3) 略] [注 1～4 略]</p> <p>5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。 [6～8 略] [3 略] [注 略]</p>	<p><b>様式第1</b>（第4条第1項、第4条の2第1項関係） 電気通信事業登録（登録更新）申請書</p> <p>[同左] [1 同左]</p> <p>2 電気通信設備の概要 [(1)～(3) 同左] [注 1～4 同左]</p> <p>伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する周波数（当該周波数の電波を三・九一四世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）又は第五世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の12で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）に使用する場合は、併せてその旨）を記載すること。 [6～8 同左] [3 同左] [注 同左]</p>

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第一条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前
(定義)		(定義)
第一条 【略】		第一条 【同上】
2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		2 【同上】
「一」～「十三」【略】		「一」～「十二」【同上】
十三の二 ロードセル5Gサービス ロードセル5G通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二）で定める条件に適合する無線設備（ロードセル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）をいう。）を用いて提供される電気通信役務をいう。		十三の二 ロードセル5Gサービス ロードセル5G通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二第二項）で定める条件に適合する無線設備（ロードセル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）をいう。）を用いて提供される電気通信役務をいう。
「十四」～「十八」【略】		「十四」～「十八」【同上】
十九 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話、PHS端末、無線設備規則第四十九条の六の十二）で定める条件に適合する無線設備（ロードセル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるものの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。		十九 仮想移動電気通信サービス 移動端末設備（携帯電話、PHS端末、無線設備規則第四十九条の六の十二第二項）で定める条件に適合する無線設備（ロードセル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。
「二十一」～「二十五」【略】		「二十一」～「二十五」【同上】

附 則

この省令は、公布の日から施行する。